

令和4年度第6回草津市隣保館等運営審議会 議事録

日 時 令和4年8月2日(火) 午前10時00分から12時00分
場 所 草津市役所 2階 特大会議室
出席委員 我孫子委員、伊藤委員、木村委員、崎山委員、佐山委員、清水委員、
鈴木委員、谷川委員、中川委員、丹羽委員、畑委員、藤内委員、
水谷委員、森川委員、保田委員
欠席委員 井上委員、内田委員、中西委員、薬師寺委員、安居委員
事務局 総合政策部(人権政策課)
木村部長、岸本総括副部長、山本副部長、小寺課長、木田係長、
石松主査
教育委員会事務局(児童生徒支援課)
増田部長、菊池理事、田中総括副部長、上原副部長、柴原課長、
北村課長補佐、湯浅係長、明田専門員
傍聴者 なし

1 開会

事務局 皆様こんにちは。ただいまから第6回草津市隣保館等運営審議会を開催させていただきます。委員の皆様には公私ともにご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます人権政策課の小寺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、委員の皆様20名のうち15名のご出席をいただいておりますこと、当審議会規則第5条第2項の規定で定めます委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、当審議会が成立していることをご報告申し上げます。また、当審議会規則第六条第1項の定めにより、当審議会は公開となっております。傍聴希望者を市のホームページで募集いたしましたが、本日傍聴希望者はございませんでした。それでは、お手元の資料の次第にもとづき、会議を進めてまいりたいと思います。会長、進行の方どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤会長 それでは、次第に従いまして進めていきたいと思っております。今回ですが、これまでの審議会において委員の皆様から頂いたご意見をもとに、事務局の方で答申(案)を作成していただいております。まずは、答申(案)について事務局から説明していただき、そのあと、皆様からご意見等をいただきたいと思います。では、資料の「第6回草津市隣保館等運営審議会における議論・意見のポイント」にも留意いただき、審議していきたいと思っております。

2 議題等

(1) 答申(案)の検討について

伊藤会長 それでは「答申(案)の検討について」事務局から説明をお願いします。

伊藤会長　　ありがとうございました。30分近く説明を受けたので、何をどうしたらいいんだろうみたいな感じですが、また、本日欠席の委員からこういう意見が出たというのが早足の説明だったので追い切れなかった部分があったかと思えます。欠席委員の意見について皆さんがどう思っているのかということも、言っていただけたらと思えます。今日の議題としては、この部分にこういう言葉を入れてくださいっていうこともあるんですが、その前に、もっと大きな話として、皆さんのお手元にあるように、これまでの審議会での意見に沿った答申となっているかどうか、要するにこういうことを言ったはずなのに入っていないんじゃないか、全体のトーンの問題として、まずは大きな話で気が付いたことがあったら、言っていただきたいです。さらに大きな話と関連するんだけどこの部分をこういう風にして欲しいということであれば、もちろん言っていただけたらと思えます。どちらからでもよろしいですが、委員が最後に言っていた、隣保館というところは、いろいろなサービスを行うんだけど、その隣保事業が行われている地域において、どういう困ったことがあるのかとか、或いは、何ができてきたのか、また、この何十年間やってきたわけなので、これだけのことができてきたよねっていう形で、調査研究事業というのが大事だと思っていて、他の委員も確か同様のことを言っておられて、今まで隣保館はどうだったんですかみたいなことを聞いていたんですが、ちょっと申しわけないけど、実際にはそれはなされてこなかったっていうかな、文章としてはできていないということがあるので、委員が隣保館の役割って、調査研究事業もあるよねっておっしゃっているんだと思えます。委員にはその辺のことも含めて、何かあったらまた言ってくださいということで振りましたので、皆さんいろいろしゃべって欲しいんですがいかがでしょうか。はいどうぞ。

委員　　団体推薦の水谷でございます。この答申を見させていただいたんですけども、一番初めの第1回目の審議会では私が申し上げたことは、この隣保館と、まちづくりセンター、元の公民館との違いというのが一番大事じゃないかなと思っております。ただこれでいけば、隣保館に対して、公民館と何が違うんだという出だしがあって、この説明があれば、より一層わかるんじゃないかなと思えます。それと1ページの二番の「隣保館等の役割とは」についてですけど、自主活動事業というのは実際何かということでは括弧をつけていただいて、「進学教室」また「進学集中教室」、「夏季集中学習」、「ふれあい広場」、それでこれは橋岡でなんですけども「部落問題学習合宿」という文言を自主活動事業の後の括弧につけることはできないかなというのを提案をさせていただきます。

伊藤会長　今の自主活動がっていうところは何ページのどこら辺のことなのかちょっと追えなかったんですけど。

委　員　　1 ページの一番下に現在、自主活動事業で仲間づくりや子ども会等の指導育成を担っているというところの自主活動事業という文言のあとに括弧で、自主活動事業は何をしているのかということを入れられたらどうかなという提案です。

伊藤会長　はい、ありがとうございます。先ほど委員の意見のところ、設置目的が書いてあるけど、人権課題の解決のためにあるんだってというのがちょっと弱いような気がするっておっしゃったことと、今委員がおっしゃった、隣保館とまちづくりセンターの違いっていうことをもうちょっと強調して欲しいということと関係あると思うんですが、事務局いかがですか。欠席される委員に前もって何か聞いていますか。

事務局　　今おっしゃっていただいた人権課題の解決を図るという部分と委員がおっしゃいました、地域まちづくりセンターとの違い、その辺を過去の発言の内容を踏まえて、修正を検討していきたいと思います。

伊藤会長　隣保館は人権の課題のためにあるんだという文言が確か隣保館条例の中にもありましたよね。その文言を最初のところに入れてもらったと思っています。なぜかという、1 ページの隣保館等の役割についてのところの草津市立隣保館条例に明記されておりってというのは、何をやっているかって言葉は書いてあるんですが、何のためにやっているかという部分が書いていないので、要するに同和問題をはじめとした人権の課題の解決みたいな表現が入っていないのかなと思うので、それを入れてくださったら、委員が言ったまちづくりセンターとの違いが明確になると思いますし、はじめの方でそれを言ってもらってもいいかなと思います。自主活動事業についてのご意見が、もうちょっとこう具体的に隣保館でやってきたことについて書いてもらってもいいんじゃないかっていうことなんです、委員が言ったことを全部入れてしまうと全体のトーンとして詳しすぎるかなと思うんですが、よかったらここに付け加えていただく、担っているっていうこの最後の文章に、自主活動学級ってというのはこういうもんだよみたいなことを入れてもらってもいいかなと思いますが、何かありますか。

事務局　　ご指摘いただいたことを再度検討いたしまして、進めたいと思います。

伊藤会長　ここですぐ答えられないってことで、どんどん意見を出してもらって、次の会でもう1回諮るわけなんですけど、最終答申案みたいなものを配ったときに、入ってるかどうかで考えていただくということですね。わかりました。ということで、ちょっと今日は言いっ放しになってしまうかもしれませんが、いろいろな意見をこの文章にこういうことを入れたらどうかとか、まだ説明が足りないんじゃないかとかっていうこと。あと、さっき私も調査研究事業をこれからもっとちゃんとやろうねみたいなことを終わりにでも入れてもらったと思っていますが、それ以外に今まで自分がやって

きたのに入ってないよってということがあれば、はいどうぞよろしくお願ひします。

委員 3回目の審議会の時に言わせていただいたんですが、いろいろなところに開かれた隣保館とか、広報の充実とか、より多くの市民の人に利用とかね、啓発をしていくということがいっぱい文章に出ています。当然大事なことだと思います。ただ、いろいろな人に利用してもらうためには、そこに行かないともちろんできません。普通だったらそんな遠いとこなかなか行けないから自分の地域とか近隣の地域の例えば隣保館の事業に参加しようと思って行かれる方が多いと思うんですが、広く広報にいろいろな案内が載ったときに、遠いけれどもあそこの事業に1回参加しようとか思う人もまたどんどん出てくることは理想だし、そうなったときに、車持っていればどこでも行けますが、幅広い年齢層から言えば、皆が車に乗れるわけでもないし、自転車に乗れるわけでもないし、自分の地域であっても、歩いて行くには遠くて、自転車も危ないので行きたくても行けない状況の人もいっぱいいると思うので、高齢化社会に向けても、いろいろなところに、端から端まででも行きたいところに行くためには、理想の話ですが、もう少しかゆいところに手が届くような交通網とリンクアップしてれば、もっと便利に使えるんじゃないかなといつも思っています。そういう意見を多分、3回目の時にチラッと書いたんですけど、今日のこの文章の中で具体的なことは挙げられませんが、例えばどこに入れていいかなと思って昨日も読んでいたんですけど、例えば4ページの②の関係機関団体との連携促進の文章のどこかか、6ページの相談しやすい環境の整備啓発のこの中にもね、行きなれた場所とか居場所づくりとか、相談しやすいところ行きましょうとかそういうようなことが書かれていますし4ページには、②の真ん中辺ですが、活動団体や、これはサークルとかいろいろなまちづくりセンターとか、そういうところの関係団体や民間企業と協力するとかそういう文書が書かれていますのでどこに挟んだらいいかなと思うんですけど、事業されるのに、どこにでも自由に行ける、そして安心して行けるためには、公共交通機関といえましても民間路線バスはやっぱり営業中心なので、なかなか難しい面もあると思うんですが、今、幸いにもまめバスがあります。いつも思うんですけどこの会議に出てまめバスが今現在、この隣保館4館ある中で全部行っているかなと思って調べてみたら、常盤東総合センターのところは、玄関前ではありませんがすぐ近くに止まります。それから新田会館も新田会館というバス停があったと思うんですけど、西一会館は西一会館の前ではないと思いますが西草津1丁目というバス停があります。無いのは橋岡会館です。橋岡会館は南草津駅のエリアで便利な地域であります。もともとまめバスの線がなかったのか、必要でないのかわかりませんが、唯一、橋岡会館はまめバスが行ってないから、不公平とまでは思いませんが、4館だけを回るバスという意味じゃなくって、まちづくりセンターもありますし、今の各地域ごとにまめバスの路線あります。

本数は少ないですが、それを草津市の公共施設のみを1日に数回まわるような路線のバスこれは夢みたいな話ですがそういうものとタイアップできれば、例えば全然端から端の地域の人でも、今回はその隣保館に行って参加しようとか、そういうことで、ものすごく活性化が図れるんじゃないかなと思っています。今どこの文章に挟んだらいいかなっていうのは検討しないといけません、どこかの文言の中に関係機関との連携とありますが、そこに交通網との連携というかな、みんながどこにでも安心していける、そういう文言を入れたいもらえたら、行政は縦割りですのでまめバスは交通政策課ですから、ここは人権政策課で課は違いますので、ここで論議して云々はできないと思いますが、そういう交通網を、草津市のまめバスを利用してできれば、今は子どももいろいろな勉強会に行かれるのを親御さんが車で送って迎えに行ってしまうというのが現状かと思しますので、安心して1人でも行けるような交通網ができればすごくいいなと思います。草津市は住みやすさ一番とかいろいろ言われますが、駅に近いところはすごい都会ですけど、周辺はやっぱりまだまだ田舎で、のどかでいいといえばそうですが不便な地域ですので、みんなに知ってもらって、どこにでも気楽に行ける、そういうことをしようと思うと交通網がちゃんとついてこない、やはり現実無理だと私はいつも思っていますので、その交通網についても連携して事業を進めるという文言をぜひ入れて欲しいと思っています。以上です。

伊藤会長 はい、ありがとうございます。大事なご指摘で、3ページ交流利用の活性化について書いてあるけれども、一番大事なアクセスの問題を言ったはずなのに、ちょっと反映されていないんじゃないかというご意見だと思います。気が付いてなくて申し訳なかったんですが、実際にはお金がかかったりとかね結構大変な作業になると思うんですけども、確かに母1人子1人で、お母さんが仕事に行っていて、子どもポツンと居ますと、その子が利用したいと思ったときに、まだ子どもで、1人で動かせませんが、まめバスだったら、何時何分に乗るんだよってできるかもしれませんよね。中学生や小学生高学年ね。ということで、ちょっと事務局として受けとめていただくということで、再度強調したということによろしいですか。いやそれはちょっとということがあれば言ってもらってもいいですが。

事務局 はい、ご意見ありがとうございます。委員さんもおっしゃっていただいた通り、審議会については隣保館等のあり方についてという部分でございまして、他部局にまで波及していくことになると、市全体をあげてそういった部分に取り組んでいく必要があるということになりますので、その辺につきましても十分慎重に検討が必要かなと思っています。

すいません補足なんですけど今課長が言いましたように、交通網の整備というのは重要な課題ですし、皆様が便利に過ごされるのは重要だとは承知しております。まちづくりセンターと隣保館の大きな違いの一つに、駐車場の駐車台数の多さというものが挙げられます。隣保館につきましても数十台の

規模で、いずれも駐車ができるということで、比較的車でアクセスには寄与させていただいていると思いますので、そういった点もアピールしながらやっていってもいいのかなと考えております。また先ほどご意見いただいた交通につきましても、縦割りで申し訳ないんですけど、隣保館の利用の市民の皆様の高まりがあれば、そういったまめバスの路線の変更というものもかなうかと考えております。後先逆にはなってしまいますけれども、そういった高まりが得られるよう、時間をかけて、そういうものも視野に入れていきたいなと考えております。以上です。

委員 おっしゃることはよく理解しております。内容はわかっているんですけど、そんな簡単に行くことでもないし、もちろん分野というか、部署が違うから難しいことはわかります。ただ、文章に交通網のことと絡みあわせて、より利用しやすい隣保館になるようにという願いを込めて、交通網の整備というのか活性化というのか、そういう文言をどこかに入れてもらうことは別に人権政策課が交通網を何とかをするということにはならないので、文言を入れてもらうことが将来に全市で取り組まれ、活性化していったらそういう話が出てくるかもしれないですけど、そういうことに繋がるためにもその文言を入れておいてもらった方がありがたいと思うのと、駐車場は隣保館は結構確保していますっておっしゃいましたけど、それはそれでいいことですが、それは車に乗られる方であって、車に乗れない人、自転車でも遠いとか危ないしそういう交通機関を自分で歩く以外ない人のためにそういう路線があればいいなということです。

伊藤会長 事務局で、アクセスの問題について、再度検討していただけたらと思います。

委員 今の行きやすさというので、先月、守山市の市民会館を中心としたルシオールアートキッズフェスティバルっていうのがありまして、いろいろな音楽を朝から夕方まで、ホールやその近隣のいろいろなところでやって、好きなところに行って楽しめるというイベントがあったんです。その時に守山の市民ホールっていうのはやはり交通が不便だったんですが、いろいろなところ回れるように、巡回バスが出ていました。だから、今言われたように、そういう巡回バスを出すのは本当にいいことだと思いますけど、その手始めとして、例えば人権週間に、会館が自分のたちのところだけでやるんじゃなくて一斉にイベントをやって、それを自由に回れるバスをそのイベントのときに出すようにして、お互いの館を好きな時間に、これが面白そうと思ったらそこへ行くっていうのを手始めにやってみたらどうかなと思ったので、言わせていただきました。

伊藤会長 人権週間だけなんだけど、草津市内人権施設バスツアーのようなツアーを組んでみて、巡回バスを試行してみてもいいんじゃないかっていうご意見ですね。

委員 知られてないっていうのも、市民全体に知らせるいい機会になるんじゃない

いかなと思うんです。

伊藤会長 スタンプラリーみたいなね。障害者施設なんかも行ってみたいな、いろいろなやり方があると思うので、そんなことも考えてみてはどうかという意見ですね。

委 員 それこそ、会館にはそれぞれやっぱり魅力あるイベントを打ち出して、これ行ってみたい、この時間にはここに行ってみみたいみたいな感じで、バスを利用しながら回れるみたいな。そういう全市的な大きな形にするっていうのもいいんじゃないかなと思って、提案させていただきました。

伊藤会長 ありがとうございます。そうした一つの提案ということで、それではまた、手を挙げていただきました。どうぞ。

委 員 欠席委員からのコメントの中で地域に精通した人という文言が出ました。これは我々自身が隣保館の職員としてやっておりますが、指定管理制度というのは、一般公募も可能なんです。ただ、我々が申し上げているのは、隣保館とまちづくりセンターとの大きな違いが、今、委員の方から意見が出ている地域に精通した人というのは相談事業や自主活動学級といったことに精通した人がいるのが隣保館だということをどこかの文言に入れていただきたいんです。というのは一番我々自身が将来的に怖いのは、指定管理というのは、国の制度なんですけども、一般の公募ができるんです。ただそれが隣保館だからできないんじゃないかと、隣保館のこういった職種を全うできる人間しかできないですよという文言が、ここに絶対入れていただきたいなど。これ今は何も入っていません。今こういったことを決められたけども、次年度に隣保館の指定管理者は一般公募しましょうという形になればね、一番恐れることなんです。私が申し上げたいのは、そこだけです。

伊藤会長 人的な条件として地域に精通した人がいるNPOさんに、やっぱり指定管理をしていただくという今までの原則的なことをやって欲しいということを含めてどこかに入れ込んで欲しいということですね。

委 員 今おっしゃったことは私も非常に重要なことだと思っておりますが、この答申案の2ページに平成25年に一般施策として推進するという基本姿勢を踏まえて、行政運営の効率化、それから市民サービスの向上、これはアクセスの問題も含みますよね。一方でこれは行政運営の効率化との関係で、緊張感ありますよね。それから地域の自主自立とこういうことが書いてあって、本来は先ほどおっしゃったように指定管理というのは、どの業者だって、公募でやれるわけですよね。しかし、草津市は、ここにしっかり書いているんですね。指定管理者である地元NPO法人が積極的に創意工夫を図り自主的に企画運営することで、地域の状況のニーズをより把握した事業展開が図られるようになった。地域実情に精通した地元NPO法人が指定管理業務を担っていることから、より身近で安心できる相談業務の実現に繋がっていると。ここがポイントなんですね。こここのところを持続可能な形でやっていけるかどうか、それについて不安があると。こういう問題提起をされましたが、私

はこれ以上、さらにどこかに書く必要があるのかと思っています。私は、これはきちんと書いていると思います。

伊藤会長 まず取り組みの成果と課題で言って、2 ページの下の今後の取り組みの方向性のところに、さらに地域の実情に精通した地元NPO法人がとまた同じこと繰り返して書いてあって、今後の展望としてというところには、この精通した地元NPOが引き続き行うとは書いてない。だから大変失礼な言い方ですが、今のNPOがそのままやるということではなくて、今のNPOさんが世代変わりして、若い人が来ると、その中には、地域外で育てたけどずっとこの地域で遊んでいてよくわかっているという若い人がいるかもしれません。要するに地域に精通した誰かがいるNPOになって欲しいという文言を多様な人材に関わって欲しいということを踏まえて、今後の取り組みの方向性ということで、何らかの形で文言を入れるっていうことを事務局の方で考えていただけたらと思います。

委員 私は、3 のところの冒頭のところを書いていきますねと、今後の方向性のところには触れなかったけれど、確かに今後の方向性のところにはそこは明確じゃないんですね。そのところがあえて抜いたうえで冒頭に書いてこれでもいいですか、これは書いてありますよと申しあげたんですけど。それを受けていただいての会長の発言かと思っています。

伊藤会長 3 ページのこのためって書いてある指定管理者制度による運用を継続するとともにというところに、先ほどの地域に精通した人に入って欲しいということを入れて欲しいとおっしゃったんですよ。3 ページの一番上の指定管理者制度による運用継続するとともにということに関して、委員は、このための後に、地域に精通した地元NPO法人への運営をゆだねると。これまでの云々みたいなことを入れて欲しいとおっしゃっていて、ちょっと私のニュアンスが違うと思います。今までの地元のNPOに絶対預けるというニュアンスで私は書かない方が、もうちょっと抽象的に書いた方がいいんじゃないかと思っています。

事務局 委員のご意見も踏まえた中で、これまでの審議会でのご意見というのは、地域に精通したNPO法人という考え方ではなくてですね。これまでスキルや経験を蓄積してきた、その部分を市全域に展開していこうという議論であったかと認識しております。ですので、委員のご意見を使わせていただきますと、地域に精通した地元NPO法人に運営をゆだねるという形ではなくて、スキルや経験を蓄積してきたものを市域全域に展開する、そういった書きの方が望ましいのではないかなと考えております。

伊藤会長 この内容だけずっとしゃべっているとちががあかないので、これはこれで今ちょっと、そういう意見があるということで、一旦収めてもいいですか。はい。そうしましたら、他に何かありますか。

委員 そうですね昨晚読んで、特に何か問題を感じたりするところもなく、こういう形でいいんじゃないかなというのが率直に読んで感じたことです。今

後また次の審議会などで検討がなされたらいいのかなと思ってることが二つあります。一つが今後やっていったらいいなという例示として、こういうことやったらどうですかっていうのは具体的に書いてあると思ったんですが、これまでやってきた事の成果がちょっと抽象的というか、具体的に事業としてこういうことが発展したとか、ニーズであれば、こういうことが掴んでこれたとか、今後やっていくべきことを出しているレベルとやってきたことの報告のレベルの抽象度と具体度っていうのがそろっていないというのがあって、概要版のその3の成果のところ、地域の状況やニーズをより把握した事業展開ということが成果として書かれているんですけど、例えば、どういうニーズをどれだけ実際くってこれたのか、それを基にどういう事業展開をして、どういう結果になったのかが気になるところでして、これが成果の方では抽象的な書き方です。先ほども指摘があった文章の部分で、指定管理者制度に変えたっていうのを概要の方が一番に書かれているんですけど管理方式の変更という、その変化のメリットが何だったかっていうのがもう少し知りたいなというところがあります。今のお話を聞いて議論の内容に二つの領域があると思っていて、地域に精通とおっしゃったときに、何を意味しているかということ考えたんですけど、どちらかと言うと長く住んでいて、いろいろな情報知っているみたいな意味で精通と使われていると思っていて、一方ではスキルとかそういう話なので、さっき出ていた隣保館条例を見ているんですけど、隣保館条例の中に明確にいろいろな生活実態調査するとか、啓発活動するとか、これを市長が指定管理者に行わせることができると、その際ここに書いてある全部やりますってことを書いてあるので、つまりそれをやるために指定管理者に振るってことでこの条例が縛る指定管理者がどういう方だったとしても、一応この軸で評価されるというのが、状況としてでき上がっている気がしているので、こういうことをきちんとどれだけできているかっていう方向で評価していくのか、或いは地域に精通しているかどうかってことを評価軸にしていくのかが違うような気がしていて、何を重んじていくかというのが市であったり、審議会だったり、当事者も含めて、みんなでどう決めていくかってことが大事かなと思います。あと地元のNPOがどうしてもやらないといけない。こういうメリットがあるとか。あれば何かそういうことを別に今後議論をしていくってこともありかなと思います。例えばNPOの事業を通じて地域の青年を育てていくことが人権課題の解決に繋がるのであれば、別立てでそういう議論もしながら、地元のNPOがやるのが大事というのを打ち出していくこともありかなと思います。

伊藤会長　　ちょっと難しいことをおっしゃったんですけど、前回、委員から非常に重要なことをいろいろこんな実践があるんだということで、とても困っている地元の高齢者の方に対して、訪宅事業とって簡単に言うと個別にあたってって、ただ隣保館で相談事業として待っているのではなくて、何か困って

いることを聞きに行っていると言っておられて、それはまさに地元精通している人間だからこそ、ノックして入れる関係というのがあるんだなと思って議事録を読んで思っていました。そういう長く住んでいる、精通しているという言葉の意味として、その地元のことをとてもよく知っている地元の人間がいるということと、隣保館条例でこれだけのことをやろうと決まっていることに精通しているかどうかというこの二つの軸があって、二つやって欲しい。NPOさんには両方やって欲しいということは、外部の人間に来てもらうとかいう簡単な話ではなくて、今まで頑張ってきたNPOさんがスキルアップしていく。そこで現代的なニーズにもこたえられるような形でやっていく。ただスキルアップするといっても、その地元精通している人も年を取っていくんですよね。スキルアップするって言っても限界があるみたいなのがあって、結構矛盾してしまうんですね。だから、その隣保館のNPOだけがやるってことではなくて、できないことも関係機関に聞きに行き連携するように、そういう今まで頑張ってきたことと、ともに両立するように、関係機関とどうやって結んでいくかっていうことをこの審議会の答申では言っているのかなと私は理解しています。委員がおっしゃっていることは非常に重要なことで、今ここで急にはできないんですが、ただ成果のところ確かに指定管理者制度に移行というところが、今までちゃんとやってきたといった具体的なことが書いてないので、そこに地元住民に密着したのがゆえにすごく重要なことをやってきましたみたいなことをもうちょっと入れてもいいかなと問題提起としてあって、今後はそれも含めて、もうちょっと広げるために、いろいろここで議論したので、それは変えなくてもいいかなと思います。はいどうぞ。

委員 地域の見守りや寄り添いは、総合的には解決をするスキルということだけではなくて、やはりお互いの信頼関係ですよね。この人だったら何でも言えるとかね。そういうものの蓄積があるんですよね。その成果を例えば障害者の方とか高齢者の方とかいろいろな人権課題があります。その課題に共通するところが多いんです。どのようにその成果をさらにスキルアップする前提で共有していくのか。そういうことを一般の人々がやはり差別の主体ですから、知ってもらわないといけない。単に差別のことだけではなくて、その中でどういう文化を生み出してきたのかって話じゃないですか。すごい文化を生み出しているわけです。そういう創造的なことも知ってもらわないといけない。それをみんなで共有しましょうと、私はいろいろ文化芸能とか見ているけど、これは誰が作ってきたんでしょうかということも含めてね。そういう形で全市的な関わりを作っていこう、交流していこうというのが私はベースだと思っています。だから、今の話から言うと、スキルの問題はスキルアップと同時に信頼とか安心とかいうのがあると、それは非常に重要なことで、引き続き何とか持続性があるけど、同時に、それを相互に交流し合うことによってさらにスキルアップし、さらには、多くの市民に知ってもらって、そ

れを理解してもらおうという構造をどう作っていくのかが僕は隣保館のポイントだと思っていて、今のお話も聞いて、そういう細かいことを書かなくていいと思ったんですよ。そこは議論の中でこういう形で表現されているっていうだけでいいと思っております。もう一つ、この相談活動のところで僕はずっと相談員をやっているんですが、相談が人権センターにあがってこない。なぜあがってこないのか。相談にはいろいろあって、生活困窮者自立支援法や差別解消三法も全部相談ベースになっていて、相談、啓発、教育がセットになっています。他にもソーシャルワーカーの相談などいろいろなところに相談があるわけです。その相談がどういう形で連携しているのか。連携しないと解決しません。その連携が行政内部で相談をやっている部局がどのように隣保館との関係でつなげていけるのか。行政内部の問題ですよ。その繋がりを作らないと、あがってこないんです。だから例えば隣保館の相談でどうしても法律相談をやらないといけないケースが絶対に出てくるんですよ。債務整理だとかね。その背景原因が問題ですからね。そういう背景原因を考えながら解決していくんだけど、そう上がってこないのはなぜかっていう問題とやはり相談活動の連携ができてない。このことを僕は非常に気にしていて、隣保館からの相談としてあがってこない。だからむしろあがってこなくていいんですよ。隣保館の相談員さんと一緒に話をしましょうとかね。人権擁護委員さんと一緒にやりましょうとかね、そういう相談員同士の話だっただけかまわないんですよ。そういうことが全然見えてこない。それが一番私としては問題だと思っているんです。それはどういう言葉で書いてあるかというのと、専門的相談員との太い結びつけの役割って、それは隣保館に位置付けているんですけど、そうだったらそういうことを意識して、繋げて欲しいと思っています。

伊藤会長 概要版を見れば、今おっしゃった情報ネットワークの構築ってということで、抽象的には書いてあるけど、本当に中身がまだつくれてないよねというご指摘かと思います。

委員 2 ページの真ん中の上、地域の実情に精通したって書いていますね、この地域の後に「歴史」というのを入れていただければありがたいです。

伊藤会長 それはこだわりをもうちょっと説明してくれますか、この歴史っていうところ。

委員 差別に負けない子どもを育てていくというのが私たちなんですね。やはり昔はこんな状態だったという歴史があること、積み上げてきた地域の歴史の学習をしていただくというのは非常に大事に考えています。だからここに「地域及び歴史の実情」のような書き方で、行政の方にお任せしますけども、「歴史」という言葉を入れていただければ非常にありがたいなど。

伊藤会長 毎回じゃなくても、どこか1ヶ所でもその教育活動のところにでもね、子どもに対してっていうことも含めて、歴史がわかっている人というニュアンスですね。それは要望として、事務局で受けとめていただきたいと思います。

それ以外に、今ちょっと結構深く議論になりましたが、どうぞ。

委員 5ページにあります時代とともにヤングケアラーやLGBTといった比較的近年クローズアップされてきた問題の中に発達障害ということも、書いて欲しいなと思っています。このLGBTの後ろで構わないんですが、入れていただきたいと思います。今、県の会議でも発達障害の当事者さんが参画しての会議も多くなってきていますし、発達障害については、近年、本当にクローズアップされているのではないかと思います。知的には問題ないけども、生きづらさを抱えている方々、そういう方もいるというところをお願いしたいと思います。もう一つ、相談員さんの確かに量的な面からも限界があるという下から4行目にあるんですが、今、議論になりましたように、相談員さんも確かに今までの経験であったりとかすごわかります。でも、相談員さんの資質向上というところの努力はしているんだというところを、書き加えていただきたいと思います。ただ単にしゃべって安心感をもって言うのではちょっと弱いのではないかな。やはり、指定管理をしていただいていますNPOさんも、こういう工夫をして、相談員は日々勉強しています。大丈夫ですよというところをアピールする部分で、ちょっと文言を入れて欲しいなと思いました。以上です。

伊藤会長 事情がよくわかってない部分が私はあると思うんですが、現在、隣保館に配置されている相談員は、多くの相談に実際に対応することで、能力の向上や知識の蓄積を行っているものの、要するに経験で育っただけじゃなくて、自ら研修なさったり、いろいろな形で資質向上を図ってきているけど限界があるみたいな、そういう表現にして欲しいという理解でいいですか。

委員 あまり限界があるという言葉を書いて欲しくないんですね。やはり、相談に行く方にとっては最後の砦だと思って行かれますので、この文書に限界があると書いてしまうことで、どっちかと言うとそこに壁を作っているのではないかなという思いが出てきたものですので、みんなで乗り越えましょうというところで、この文章が出てきたら、少し不安になってしまうのかなと思いました。

伊藤会長 わかりました。職員の入れ替わりは仕方がないんですが、これらすべての相談に専門的に対応することには限界があると言いきってしまう部分を考えて欲しいとともに、資質向上をこれからも今までもしてきたし、これからもしていくよということですよ。でも要するに多様になってしまっているので、例えば子どもの人権についてわかっているっていう人が他の人権についてこうね、弁護士もそうですよね。外国人の人権のことを一生懸命やってきたけど、じゃあ他のことも全部に精通しているかっていうと、みんな首を横に振ると思うんです。私も同和問題と外国人問題を軸にやってきたんですけど、今ここに書いてあるようなLGBTとかは、学生の方がよく知っていて、そこから勉強するみたいなところがあるので、限界があるはちょっときついけど、多様なものに対応する人づくりとか、そういう言葉を入れて欲し

いということです。

事務局 ご意見を踏まえて、表現の変更等を検討していきたいと思えます。

伊藤会長 そうしましたら、大変な議論で皆さん頭を使っておられると思いますが何か他に全然違うけどこういうことが、言いたっていうことで、はいどうぞ。

委員 すいません。先ほど言っていた二つのうちの、もう一つの方を言い忘れていまして、概要版の方の3の課題のところの二つ目なんですけど、自主活動学級について書かれていて、「地域主体の」といつもこの自主活動学級の前についているんですけども、これはずっと長年この地域の人たちがこういう方向でやっていきたいと言いつけているのかとか、そのあたりどうなのかなっていうのはもう一度確認したいと思っていて、というのはそういう人権問題を解決していくのはその地域だけじゃなくてやはり理想論を言いますと市民社会みんなとなると、負荷を同和地区だけが背負うようになるとちょっとしんどい部分もあるのかなと。ただその当事者がニーズとしてそういうことをしていきたいということだったら、もちろんいいと思うんですけど。そのあたりどういう議論だったのかなというのがちょっと気になっていまして。地域主体のっていうのは、やはりこだわりで地元の方が言われていたのかどうかというのを再度ちょっと確認させてください。

伊藤会長 地元の方が言っているかどうかということと、歴史的な経過がどうなっているか、歴史と現状みたいな話を事務局から説明をお願いします。

事務局 少し聞き取れないところがありましたので、もう一度お願いできますか。

委員 前提として地域主体の自主活動学級となっているんですけども。この考え方はどういうところから出てきているのかということですかね。言い換えると、答申案の概要版の3番目の課題のところの二つ目ですね。この前提はどういう考えから出てきているのか教えていただければと思います。だから、今回ここを変えて欲しいということではなくて、必要だったら次回の改定の時期でも議論があってもいいと思ったので、言っておきたいと思っています。

事務局 ありがとうございます。委員から今ご質問があったことと、本日お休みの委員の冒頭に説明がございましたこととあわせて、話をさせていただきます。今現在まで行われております自主活動学級は、小中学校の教員が、教育委員会から委嘱状を受けて、主体的にその教員の主導で進められているというのが現状でございます。逆に言いますと、NPOの教員免許を持っておられる教育担当者が、主体的となって行われている状況ではございませんので、そのあたりから地域主体の今後も持続可能な地域の活性化も含めて、地域主体の自主活動学級を運営していく必要があると考えております。それから、そのことと関連する委員からのご質問でございますけれども、前回の審議会で、自主活動学級から教員を引き上げるのかという質問に対して私から、教員を引き上げるわけではございませんと回答をいたしましたことについて、その部分の記載をこの答申案に入れて欲しいという、ご意見でございます。そのことに対する回答ですけれども、自主活動学級の実施主体としての関わりを

教員はいたしません。しかし、学校との連携での部分でございますけれども、当該校の教員としては、当然でございますけれども、子どもへの関わりを今後も今まで通り継続していくつもりでございますので、そういった回答で、あえてここに文言として記載することは考えておりません。委員のご質問と合わせて言いましたけれどもよろしいでしょうか。

委員 一言でお返事しますとその地域っていうのが今の説明からすると他の指定管理者っていうのに置き換えられるなと思ったので、市がきちんと市の意思として指定管理者にそういう業務を行わせるっていうことだと思うので、今の説明からでしたら、指定管理者の教育担当者が設置されているって話なので、そこにお金も出されているんだったら、業務としてその指定管理者がやるっていうのは筋が通っているかなと思いましたが、そういう中で指定管理者がまた企画をしていく中で学校の教員にもこういうふうに関わってもらいたいとかそういう展開っていうのは出てくるかなと思うので、その辺は柔軟に学校教員の役割としておっしゃったような範囲もあると思うのでその範囲でうまくやっていくみたいな感じだったらいいのかなと思いましたが。

伊藤会長 地域主体のっていう表現が、地域に精通した指定管理者NPOさんの主体による自主活動学級っていう意味かっていう。まずそれでよろしいですか。

事務局 ここで表現をしています地域主体のというものは、今現在はNPOを指しております。本来の意味で地域というのは、NPOではなくて、そこに住んでおられる方々が、地域主体という捉え方が本来だと思いますが、ここでの表記は、NPOの職員の方々という意味で記載をしております。

委員 今のお話わかりましたが、6ページのNPOの教育担当者を中心とした地域主体の運営をさらに推進していくべきであるところという記載ありますよね。今言ったのは、6ページの下から6行目にNPOの地域教育担当者と書かれていますよね。この教育担当者の内容が私ははっきりしなくて、要するに、実施主体として小中教員は関わらないと。ただし、具体的な教育活動には今後も関わっていきますよといった趣旨ですけど、要するにNPOの教育担当者というのはどういう方なのか、一般の人やNPOのメンバーが、教員ではないけれども担当になるのか、それとも何か教育の経験がある人が担当者というのか。そういうことが全く今イメージがわからないので教えていただきたい。

事務局 今4館ともに教員免許を持たれた方を二名ずつ配置をさせていただいています。その方々を教育担当者という言い方をしています。

委員 要するに先ほどの話だったら、実施主体として、小中学校の教員が今まで関わっているけど、今後は実施主体としては関わらないと。これでいいですよ。それからここで言うNPOの教育担当者は、要するに、先ほど言った実施主体の教員ではない教員としてとなるのか、同じ人を意味しているのか。ちょっとイメージがわからないんですよ。

事務局 今現在の4館におられる教育担当者の方は、元教員の方やそうでない方もお

られますけれども、現在、学校の教員ではございません。そういう方々が今後、自主活動学級の企画運営の主体となって、進めていただくということを考えております。

伊藤会長　だから、NPOの職員の方ですよ。その方たちが教育に精通している人達なので、その方を中心にして地域主体で、NPO主体で動いて欲しい。この地域主体という言葉とNPO主体という言葉とがちょっとぐちゃぐちゃになっているのかな。地域っていうと、やはりその地域住民、その辺を整理して書いたほうがいいと思います。はいどうぞ。

委　員　　今、NPO教育担当者を中心として地域主体と書いています。この教育担当者及び教職員を中心とした地域主体の運営という方を入れていただいた方が、これが他の委員さんがコメントでおっしゃっている、教職員は従来通り入ってくるかということだと思っんですよ。だからここはこれでいけば、NPOの教育担当者だけで、自主活動学級をやれという表現にもなってくるんです。だからこのところには必ず教育担当者と教職員を中心とした地域主体の運営をさらに推進するという方が、いいんじゃないかなと思います。これについて事務局はどうですか。

事務局　　小学校や中学校には、特に地域とのパイプ役になっている教員つまり児童生徒支援加配という教員がおります。その先生を中心に、学校と館が今後の連携をしていくことになると思いますけれども、自主活動学級においても、NPOの教育担当者の方々が中心にはなっていただきますけれども、当然、児童生徒支援加配も一緒に考えていながら進めていくことは思っておりますので、全くもう引き上げることが誤解を招きますので、全くかわらないとか、そんなことでは一切ございませんので、今後も連携をしていきます。以上です。

伊藤会長　それはわかったんですけど、要するに言葉としてね、言葉としてどうするかっていうことを考えて欲しい。

委　員　　今の状態でいや違いますよと、これは教職員は外しませんよということはコメントであってね、文言には載りませんよ。もし知らない人が見たら、これはNPOの教育担当者のみでやっているんだなということしか思いません。だからここに必ず今おっしゃっているように今述べられた言葉を文言に入れると、だから、教育担当者と教職員を中心としたというのを文言でそこに入れられないかということなんです。

事務局　　答申案の最後の7ページをご覧ください。今委員がおっしゃっていることに関係するんですけど、そのため、各校との連携というこの言葉に含んでるとらえておりますので、そのようにご理解いただけるとありがたいと思います。

委　員　　7ページを見てと言いますが、知らない人が見て、そこは理解するのかなという感じを受けます。それであれば先ほど何回も申し上げていますようにNPOの教育担当者及び教職員を中心としたという文言を入れていただい

た方がわかりやすい。

伊藤会長　ちょっと押し問答になりつつあるので、折衷案ですが、NPOの教育担当者を中心とした地域主体の運営をさらに推進していくべきであるという文章と、そのためにと言ってお指摘なされた7ページの文章をくっつけて、要するにNPOに全部任せるわけじゃなくて、各校と連携コーディネートするような人と一緒になって、仕組みを作るっていう表現にする。ご意見どうぞ。

委　員　私もこの答申案を読ませていただいて、それから前は欠席させていただいたんですが、その議事録を読ませていただいて、ここの表現はなかなか難しいところだろうなと思っておりました。最終的には、会長おっしゃいましたようにもう少し7ページの文章と6ページのそこの三行の場所、位置をもう少し近づけるってことをおっしゃったと思うんですけども、そういう方法も一つあるなと思いつつながら、聞かせていただきました。NPOの教育担当者と教員を単純な並列にするのも、前回の議論と少しニュアンスが違って受けとめられる可能性もあるなとも思いますし、そして、これ昨日読んだときに、ページをめくって7ページにいて、ここで連携が出てくるんだなと思った部分もあったんです。これは一旦作ると、今後何年間も、これがよりどころになりますし、ここに書いてあることを一つの文言も、どこら辺の場所に書いてあるかということも大切になると思いますので、もう少しこの文章の議論が必要かなと感じております。

伊藤会長　自主自立っていうのは、地域だけが一生懸命やるということは、1970年代だったら部落解放運動を頑張るみたいな感じで、自主活動学級ですごくやっていたっていうのがあるけども、今は2020年代だから、いかに他と連携しながらやっていくかっていう話だと思うんです。障害者の方でも、障害者解放運動で障害者の自立って言って、その特別支援学校の人たちが障害者頑張るみたいなこと言われるけど、そうじゃなくて、一緒にちょっとできないことは手伝ってもらって、でも障害者が一生懸命自分で生きていくというイメージで、だから自主自立って言ったら何か、その人だけが頑張るみたいな、その当事者の人だけが頑張るっていう言葉が独り歩きしないようにした方がいいかなと思います。委員が言っていることもそういうことだと思うんです。要するにNPOの人間だけが頑張るみたいなニュアンスにしないで、教員と連携してやっていくんだというニュアンスに変えて欲しいということだと思います。

委　員　何回も申し上げますけど、NPOの教育担当者と各校との連携を中心としたというのはこの各校の連携というコメントを入れたら、いちいち7ページで説明する必要はありません。

事務局　委員におっしゃっていただいたことを私も今考えておったんですけども、この7ページの各校との連携という言葉は委員がおっしゃったように、6ページの「(3) 教育・啓発のさらなる充実」の第2段落目と絡めながら、その辺りに、各校との連携という言葉は移動した形で、再度検討をさせていた

だきます。

伊藤会長　　ということで、とりあえず今回ここでおさめてもう1回ありますので、これと全く違う話だけどぜひ言いたいっていうことがあったら出してもらったほうがいいと思うので、ありませんか。はい。

委　　員　　3の教育啓発のさらなる充実の6ページの最後のコミュニケーション力ややりぬく力など非認知能力という言葉があるんですけども、もう少しわかりやすい言葉の方がいいのかなと感じました。

事務局　　確かにおっしゃる通りでなかなかわかりにくい言葉かなと思います。積極性や粘り強さ、リーダーシップ、モチベーションの高さというような数値では非常にはかりにくい能力のことで、もう少しわかりやすい言葉で表現できるように検討いたします。

委　　員　　先ほどに戻ってしまって申し訳ないんですけども、最初におっしゃられた交通網とか駐車場とか、会館の連携とか、そういうものはやはり今回開かれた隣保館ということがすごく大きなテーマである中で、利用者の活性化っていうものが大きな視点になっていると思います。そういう意味では、この答申は私にとってはすごくわかりやすく、交通網とかそういうアクセスの問題とかは、私は今後の取り組みの方向性の1番の交流利用の活性化についてということの中に含まれていくのかなと思ひまして、4ページの間ぐらいにこのことを念頭に、今後より多くの市民の利用と交通の活性化が人権啓発に繋がっていくよう繰り返し長く利用してもらうための仕掛けが、このことはすごく大事なということに感じました。この仕掛けの中にいろいろな利用しやすさ、利用の高まりがあれば、もっとこういうことが仕掛けとして必要になってくるというようなことも含めて、この仕掛けが大切であるということで、網羅できるような気がいたしました。あともう1点、確認ですが、相談事業におきまして、相談者の方々のことをすべて受けとめるという業務は本当に大変な業務だと思っています。そういうことにすごく力を入れていこうというこの今回の開かれた隣保館の相談業務になるんですけども、今現在、相談を受ける側の方々は積み重ねられたスキルがあって、いろいろな受けとめ方、コミュニケーション能力等が素晴らしいと思うんですけども、ここは教えていただきたいんですけども、相談を受ける側は相手に対して何か責任を負うようなところがあるかなと思いますと、本当に重大な事業と感じています。それについては、おっしゃってくださった資質の向上という観点も含めまして、専門的な資格を持った方が置かれた方がいいのか、ワンストップ相談窓口という形で幅広くいろいろな業務を相談窓口として、隣保館が受けとめて、いろいろな専門的なところにつなげていくのか、その度合いがどっちなのかなっていう感覚なんですけれども、そこら辺はどのように目指されているのかなと。ネットワークづくりも大切なんですけれども、最終的にその方の問題を解決していくためには、やはり専門的な分野に繋がっていく、また寄り添うだけで終わられる方もいらっしゃると思うんですけれ

ども、隣保館に本当に相談者としての資格的なものを例えば、社会福祉士とか介護福祉士、心理判定員さんとか、そういう専門的な業務まで、広げて窓口を広げていこうと感じるんですけども、本当の意味では、人権問題に関わっての相談が中心だと思いますが、新たな時代に向かって、多様な課題が複雑に繋がっているこの状況を隣保館で受けとめていただく相談業務は、すごく重大だし、そこはどのような流れになるのかなというのが、体制的にもわかりにくいかなと思います。

伊藤会長 ゲートキーパーって言葉があって、どういうふうに困っているかを案内していく人っていうイメージが、私は隣保館の相談業務ってそういうものだと思います。だからいろいろなこと知っているジェネラリストで、発達障害の診断をする人につなげていくとか、どちらかと言えば社会福祉士のようなイメージなんですけどね。何か他にありますか。

委員 そうですね。相談事業については、門戸を開いて、或いは敷居を低くして、相談しやすいように広げているところは、そこから足りない部分を他のNPOに頼んだりして、同和地区のいろいろな問題解決しているっていう実態を事例として見てきています。

伊藤会長 事務局として何か答えがありますか、今のご質問に。

事務局 必ずしも何かの資格をお持ちである必要があるかと言われると、そうではないと思います。隣保館の中でこれまでのように地域での生活相談ももちろん必要だと思いますし、これから開かれたという話をしていく中で、いろいろな関係機関とのやりとりするコミュニケーションの能力ももちろん必要になってくると思います。一定の資格を必要としてしまうと人材の確保というのが非常に難しくなってくる部分もありますので、そういったところも踏まえて、いろいろな研修等受けていただくということが必要かと思っています。

委員 ワンステップ窓口的な相談と考えさせてもらったらいいわけですね。はい。そういう意味では、受け手の相談担当の方々は本当に大変だと思います。そういう意味ではいろいろな研修をおこなったり、幅広く資質の向上という言葉になるのかわからないんですけども、そういうケア的なところはやはり行政の方も、考えていただく方がいいかと思いました。この文面の中では、深く受けていくけれども、結局はネットワークで解決していきますみたいなところなので、ワンステップ的な相談業務という理解をさせてもらったらいいのかなということを確認したかったところです。

事務局 ありとあらゆる相談に対応していくというのは非常に難しいと考えておりますが、隣保館という施設の性質を考えますと、まず隣保事業としての相談業務、それから人権の啓発拠点としての人権に関する相談に対する対応、こういったところは非常に大事になってくるのかなと考えております。いろいろと新しい課題や問題が発生することに応じて、ワンステップという形で繋ぐ役割をしていくというのが今回の答申のイメージと考えております。

伊藤会長 基本よろず相談です。よろず相談をして隣保事業的にやる部分と人権をやる部分と、あとつないでいくという。そういうことですね。ということで時間がですね 12 時ですけど、いろいろな意見を出していただいたし、深められたこともあったと思うんですが、何かもう、最後、ぜひ言いたいとかいうのはございませんでしょうか。そうしましたら今日の議論は、具体的にこう直して欲しいということも出ましたので、それを受けて、次の答申案をもう一回、出していただけたらと思います。

事務局 今回第 6 回目ですが、第 7 回目が最後にありますので、時期はちょっと先になりますが 11 月ごろを予定しておりますので、また日程調整等させていただきたいと思います。

伊藤会長 その答申案をパブリックコメントするということですか。

事務局 答申そのものをパブリックコメントするわけではなくて、市の基本方針という形でのパブリックコメントになります。

伊藤会長 ではいろいろな議論が出たのを市の方で引き受けて、練って考えて、第 2 案みたいなのを 11 月に議論する。

事務局 11 月の審議会での議論は今回いただいた意見をまとめまして、最終的な答申案としての確認をいただきたいと考えております。大きな変更というのは、おそらくその段階ではもうほぼないのかなと思っておりますので、今回の意見を踏まえまして最終的には文言の修正であるとか、そういった形での確認をいただけたらと思っております。

伊藤会長 ということですか。そうしましたら今日のご苦勞様でした。これで、この審議会を終わらせていただきます。

事務局 ありがとうございます。